

顧問契約のご案内

伴法律事務所

当事務所では事業者の方に顧問契約をお勧めしています。

企業活動においては、様々な顧客や関係者と取引をするため、常に法的紛争が生じる危険性があります。契約締結や取引を行う前に、適切な法的チェックがあれば、紛争を未然に防ぐことが可能です。そして問題が発生してしまった場合には、最初の対応が極めて重要になります。交渉の場で言うて良いことといけないこと、残した方がよい証拠、取るべき対策など適切な知識があれば、紛争や損害の拡大を防ぐことができます。

企業内に専門的知識と経験のある法務部があればよいのですが、多くの企業にとってコスト、人材確保の点から法務部を抱えることは困難なことでしょう。そこで、法務部の代わりとして、弁護士と顧問契約を締結することをお勧めします。

また、紛争になりそうな場面で、お客様に顧問弁護士がいるということは、相手方に対する牽制となり、相手に違法な行為を思いとどまらせる要因にもなります。安全で円滑な事業運営のため、是非、顧問弁護士をご活用下さい。

顧問契約料金表

	プラン A	プラン B	プラン C	プラン D
顧問料月額（消費税別）	¥20,000	¥30,000	¥50,000	¥100,000
法律相談	○	○	○	○
トラブル発生時の優先的対応	○	○	○	○
契約書のチェック 簡単な補正	月1回まで	○	○	○
・内容証明郵便等 ・簡易な文書作成	-	月1回まで	○	○
・経済的利益が100万円以内の示談 交渉 ・簡易な示談交渉 ・契約書の作成	-	-	-	○
事件依頼時の弁護士費用減額	-	10%	30%	50%

1 気軽に法律相談ができます。

企業活動における法律相談は迅速でなければなりません。顧問契約を締結なされた場合、電話、FAX、メール等でお気軽に弁護士に相談していただくことができます。もちろん、希望なさる方には面談での法律相談も対応しています。弁護士はお客様の事業内容を理解していますので、回答もスムーズでより適切なものとなります。また、顧問先の法律相談は一般のお客様よりも優先して対応しています。

2 相談できる内容

以下のようなお悩みを相談できます。

- 取引先の用意した契約書が不利益でないかチェックしたい。
- 取引先との間で覚書を残したいが、作り方が分からない。
- 売掛金が回収できなくて困っている。
- 取引先とトラブルになり対応を相談したい。
- 弁護士に依頼するような金額のトラブルではないけれど、対応についてアドバイスがほしい。
- 緊急のトラブルが発生したので、急いで相談したい。
- 顧客のクレーム対応に苦慮している。
- 解雇したい従業員がいる。
- 残業代の請求をされて困っている。
- 労働組合（ユニオン）から団体交渉の申し入れをされて対応方法が分からない。
- 従業員が法的トラブルに巻き込まれたので、対応してほしい。

当事務所では、以下の業務をはじめとして法的問題を広く扱っていますので、だいたいの法的問題についてご相談いただくことができます。

(1) 商事法務

契約問題、債権回収、損害賠償、不動産問題、労使問題（解雇、残業など）、経営権問題（事業承継、M&A など）

(2) 個人の民事法務

金銭請求、不動産問題、相続紛争、離婚、成年後見、交通事故

(3) 倒産に関する問題

法人の債務整理・破産・民事再生

個人の債務整理・破産・個人再生

(4) 刑事事件

刑事弁護、刑事告訴、犯罪被害者弁護

3 柔軟な対応が可能です。

通常、弁護士が法律事務を処理する場合、お見積り→委任契約締結→着手金支払→着手という流れになります。しかし、顧問契約を締結したお客様とは信頼関係で結ばれていますので、緊急の場合には、委任契約の内容を弁護士がメールなどでお伝えし、口頭で了承をいただければ、即時に着手するといった柔軟な対応が可能です。

また弁護士に費用を支払って依頼するほどの問題ではないけれど、弁護士から関係者に一報連絡をしてほしいとか、弁護士から事情を聞いてほしいという場合があります。このような場合、顧問契約を締結したお客様からの依頼であれば、簡単な連絡は無償で対応しています。

そのほか、顧問契約による信頼があるからこそ、低額な料金で部分的な処理をするなどの柔軟な対応が可能になります。

4 契約書等のチェックが受けられます。※1

取引先との契約締結前など、契約書を法律事務所にFAXやメールで送信していただければ、法律家の観点からの意見やアドバイスをお伝えします。

商取引において、時として契約書は重要な意味を持つてくることがあります。

例えば、弁護士のチェックを経ずに作成された特約条項などは、問題が発生したときに解釈について主張が分かれ、紛争に発展する場合があります。

また、特定の法規に違反するなどの理由により特約自体に効力が認められない場合もあります。

さらに、契約書に管轄合意条項を入れるだけで、遠方で行わなければならない訴訟を本社所在地で行うことができたり、期限の利益喪失条項を入れなかったために、分割代金の支払い遅滞があつたにもかかわらず法的手続を取ることが困難になるなど、契約書のわずかな違いで結果に重大な影響がでる場合もあります。

通常利用している契約書類のチェックも含めて、積極的に書面チェックを活用していただくことで、事業をより安全で円滑に行うことができます。

5 内容証明郵便等簡易な文書作成をします。※2

売掛金が未回収になった場合や紛争に巻き込まれた場合など、弁護士の名義で内容証明郵便にて請求書や通知書等を作成します。その他、簡易な契約書の作成も行います。

6 事件ご依頼時の弁護士費用を減額します。※3

具体的な事件処理を委任をされる場合、当事務所の報酬規定により算出される通常の弁護士費用から、顧問料の金額に応じて一定割合の減額を致します。

7 顧問料は全額が税務上の経費となります。

顧問料は税務上の経費になるため、たとえば実効税率30%の場合、**月3万円**のコースでも**実質負担は2万1000円**になります。

また、顧問料のうち消費税部分は、仕入控除税額として、お客様の預り消費税から控除できるので、お客様の負担はありません（本則課税の場合）。

- ※1 コースによっては回数の制限がございます。
- ※2 コースによってはご利用できないか、あるいは回数の制限があります。
- ※3 コースによってはご利用できません。

【所属弁護士の紹介】

弁護士 伴 広 樹 (ばん ひろき)

【経歴】

- 1974年3月生 神奈川県厚木市出身
- 1997年10月 司法試験合格
- 1998年4月 最高裁判所司法研修所入所(第52期)
- 2000年3月 司法修習終了
- 2000年4月 弁護士登録
立川・山本法律事務所
(現 立川・及川法律事務所) 入所
- 2004年10月 伴法律事務所開設



【著書】

「お葬式の後にする事」 (2015年9月 法研) (共著)

【所属・活動】

- ・ 神奈川大学非常勤講師 (2009年9月～2016年3月)
- ・ 明治大学リバティアカデミー (市民講座) 講師 (2015年～2016年)
- ・ 横浜弁護士会 (現神奈川県弁護士会) 常議員 (2009年4月～2010年3月)
- ・ 日本弁護士連合会弁護士業務妨害対策委員会委員 (2008年5月～2012年4月)
- ・ 横浜弁護士会 (現神奈川県弁護士会) 弁護士業務妨害対策委員会委員長 (2012年4月～2015年3月)
- ・ 社会福祉法人白鳳会第三者委員会委員 (2012年2月～)
- ・ 中小企業・ベンチャービジネスコンソーシアム会員 (人事労務部会所属) (2014年～)
- ・ 一般社団法人神奈川健康生きがづくりアドバイザー協議会神奈川健生成年後見センター運営委員会委員 (2015年8月～)
- ・ 東神奈川とさき治療院倫理審査委員会委員 (2017年4月～)
- ・ セミナー講師としての活動 川崎市役所, 東京地方税理士会保土ヶ谷支部, 神奈川県宅地建物取引業協会横浜中央支部, 神奈川青年司法書士協議会など各種団体におけるセミナー講師を担当

【お客様へ】

弁護士に依頼なさるお客様はいろいろな不安を抱えている方が多いと思います。「よい結果になるのだろうか?」「弁護士はきちんと動いてくれるのだろうか?」など様々なことを考え、安心して過ごせない方もおられることと存じます。

私は、そのようなお客様の不安を一つずつ取り除いていけるように、地道に信頼を重ねていくことのできる事件処理を心がけています。それは難しい案件で軽々に「勝てる」などと言ってお客様を安心させるような安易な方法ではありません。

私が大切にしているのは、①お客様の期待に沿う徹底した調査、②お客様が納得できる提案力、そして、③お客様が安心して任せられる確実かつ迅速な処理です。難しい法的問題への解決の過程では、調査、選択、実行を繰り返すことになります。これらが適切に遂行されていると感じることで、はじめてお客様は弁護士に依頼していることの安心感を持つことができます。

そのためには弁護士は一つ一つの的確な業務を積み重ねていかなければならず、これは決してたやすいことではありません。

しかし、お客様が依頼して良かったと心から感じていただくために絶対に必要なことです。

依頼した当初よりも案件の処理が進むほど、弁護士とお客様の信頼関係が強くなりお客様の心の負担がやわらいでいく、そんな事件処理が本当の意味でのプロの法律家の仕事だと考えています。

まだまだ至らない点がございますが、理想を求めて日々精進しておりますので、お気づきの点があればご遠慮なくご指摘いただけると幸いです。

弁護士 清水 茂（しみず しげる）

【経歴】

1986年8月生	東京都立川市出身
2005年3月	東京都立国分寺高校卒業
2009年3月	中央大学法学部法律学科卒業
2011年3月	明治大学法科大学院修了
2011年9月	司法試験合格
2011年11月	最高裁判所司法研修所入所（第65期）
2012年12月	司法修習終了
2013年1月	伴法律事務所入所



【活動・所属】

- ・神奈川県弁護士会法律相談センター運営委員会委員
- ・日弁連交通事故相談センター神奈川県支部支部委員会委員
- ・神奈川県弁護士会広報委員会委員
- ・神奈川研弁護士会財政制度委員会委員
- ・刑事弁護フォーラム会員

【お客様へ】

私は、学生時代に金銭トラブルに巻き込まれた苦い経験から、人が社会生活で抱えるトラブルを解決するプロになりたいとの思いを抱き、弁護士を目指しました。弊所に入所後、遺産相続、離婚、交通事故、債務整理、破産、労働などの身近な法的トラブルから、法人同士の訴訟案件まで様々な問題の解決を経験しました。

慣れない法的トラブルに巻き込まれること自体がご相談者の大きなストレスになります。ご相談者がお一人で問題を抱え込んでしまうと良い解決には至りません。また、インターネットなどで調べた断片的な知識のみで対応しようとしても、後で取り返しのつかないことにもなりかねません。

私たちは法律の専門家として、ご相談者の抱えるトラブルを適切かつ速やかに解決すべく日々研鑽を積んでおります。

お悩みをお聞かせいただければ、私たちがご相談者の立場に立ち、責任をもって対応致します。まずはお気軽にご相談いただければ幸いです。

弁護士 中山 智 木 (なかやま としき)

【経歴】

- 1986年8月生 東京都小平市出身
- 2015年9月 司法試験合格
- 2015年11月 最高裁判所司法研修所入所（第69期）
- 2016年12月 司法修習終了
- 2017年 伴法律事務所入所



【お客様へ】

私は小さい頃、弁護士とは違う夢を追いかけていました。しかし、大学・法科大学院で法律を学んでいく中で、自ら考え問題を解決できる弁護士という職業に興味を抱くようになりました。

人の一生の中で、弁護士と出会う機会というのはそう多くないはずです。そんな中、今まさに弁護士に依頼する必要がある人というのは、何か重大な問題に直面をしており、

平穏な日常とは程遠い日々を過ごしているものだと思います。重大な問題に直面をした当事者は、いつものような冷静な判断ができず、

解決策を模索してもうまくいかないケースがほとんどなのではないでしょうか。こうした様々な法的トラブルに対応するために、我々は日々研鑽を積んでおりますので、どうぞお気軽にご相談ください。

一日でも早く平穏な日々を取り戻すことができるように誠心誠意、全力で取組む所存です。